

新製品開発による多摩産材普及事業実施要綱

平成29年4月13日付28産労農森第1170号

(趣旨)

第1 東京の森林の循環を促進するためには、東京の木多摩産材（東京の木多摩産材認証協議会が認証した木材。以下「多摩産材」という。）の利用が不可欠である。また、安定的な利用を確保するためには、多摩産材の認知度を向上させるとともに、木の良さや利用意義等を都民に広く普及し、木材利用の意識を向上させることが重要である。

このため、本事業は、デザインを含めた多摩産材の魅力ある製品開発を通して、多摩産材の高付加価値化を図り、消費地東京での多摩産材の利用拡大及びPRを目的とするものである。

(目的)

第2 本要綱は、新製品開発による多摩産材普及事業の実施に当たり、必要な事項を定め、適正かつ円滑な事業運営管理を行うことを目的とする。

(支援の対象者)

第3 第4に定める支援の対象事業を自らの費用負担で実施が可能な者で、以下のいずれかの要件を備えた者。

なお、国又は地方公共団体は対象としない。

- (1) 都内に本社がある。
- (2) 都内に本社以外の主たる事務所がある。

(支援の対象事業)

第4 支援の対象事業は、次の各号に定める要件全てに該当するものとする。

- (1) 多摩産材を利用した魅力的な製品開発であること。
- (2) 開発製品の商品化が確実であること。
- (3) 当該年度において製品開発の実施・完了が確実であること。

(事業の公募)

第5 知事は、支援の対象となる事業を公募する。

2 公募に関し必要な事項は、別に定める。

(事業の決定)

第6 知事は、第5に基づく申請があった場合は、第7に定める審査会による審査の

上、適切と認められる事業について支援の決定をする。

2 知事は、前項の決定に際し、必要な条件を付すことができる。

(審査会の設置)

第7 知事は、第6に基づく審査を行うため、新製品開発による多摩産材普及事業審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会に関し必要な事項は、別に定める。

(指導助言等)

第8 知事は、事業の適切かつ効果的な実施のため、第6第1項により支援の決定をした事業について、指導助言を行うことができる。

2 知事は、事業を円滑に進める上で必要と認める場合には、報告を求めることができる。

(支援の内容)

第9 知事は、第6第1項により支援の決定を受けた事業について、別に定める要綱に基づき、予算の範囲内において補助する。

(その他)

第10 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。